

平成 27 年第 8 回美郷町議会定例会

議事日程（第 2 号）

平成 27 年 9 月 9 日（水曜日）午前 10 時開議

議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）

- 第 1 同意第 2 号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 2 同意第 3 号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 3 議案第 55 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案上程（説明）

- 第 4 議案第 56 号 行政不服審査会の事務の委託に関する協議について
- 第 5 議案第 57 号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第 6 議案第 58 号 心豊かで活力ある歴史文化・芸術文化のまち宣言について
- 第 7 議案第 59 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 60 号 美郷町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 9 議案第 61 号 美郷町印鑑条例の一部改正について
- 第 10 議案第 62 号 美郷町手数料条例の一部改正について
- 第 11 議案第 63 号 美郷町清水とふれあいの里設置条例の一部改正について
- 第 12 議案第 64 号 平成 27 年度美郷町一般会計補正予算第 5 号
- 第 13 議案第 65 号 平成 27 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号
- 第 14 議案第 66 号 平成 27 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号
- 第 15 議案第 67 号 平成 27 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 2 号
- 第 16 議案第 68 号 平成 27 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号
- 第 17 議案第 69 号 平成 27 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号

議案審議（総括質疑～特別委員会付託）

- 第 18 認定第 1 号 平成 26 年度美郷町一般会計決算認定について
- 第 19 認定第 2 号 平成 26 年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第 20 認定第 3 号 平成 26 年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定について
- 第 21 認定第 4 号 平成 26 年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について

第 2 2 認定第 5 号 平成 2 6 年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について

第 2 3 認定第 6 号 平成 2 6 年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について

第 2 4 決算特別委員会の設置について

第 2 5 決算特別委員会委員長、副委員長の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	10番	細井邦男君
11番	熊谷隆一君	12番	藤原政春君
13番	飛澤龍右エ門君	14番	森元淑雄君
15番	熊谷良夫君	16番	杉澤隆一君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	藤田信晴君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	齊藤敦子君	農業委員会 農事務局長	鈴木忠君
教育長	福田世喜君	教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君
教育総務課長	高橋潔君	生涯学習課長	煙山光成君
代表監査委員	久米力君		

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	池田茂碁	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主任	高橋広樹		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第1、同意第2号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 美郷町固定資産評価審査委員会委員として佐々木竜孝氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により提案するものです。

佐々木氏は、専業農家として高品質な米づくりに取り組まれるとともに、PTA活動にもご尽力され、広く地域の実情に通じております。ぜひご審議賜り、よろしくご同意いただけますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

同意第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第2号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号 美郷町固定資産評価審査委員

会委員の選任につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第2、同意第3号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 美郷町教育委員会委員について、加藤悦子氏を教育委員に任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりご提案するものです。

加藤氏は、長らく教職員として学校現場で児童教育に当たり、広く教育行政の識見をお持ちの方です。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、任期は加藤氏の仕事の兼ね合いから、平成27年12月1日からとし、平成30年12月17日までの期間となります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

同意第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第3号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、同意第3号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第3、議案第55号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 高橋氏は、長年にわたり障害者支援施設、介護老人福祉施設の現場で活躍され、これらの経験を通して、家庭、地域、社会の実情にも精通しており、平成25年1月より人権擁護委員を務められております。平成27年12月31日をもって同氏の任期が満了となりますことから、同氏をふたたび人権擁護委員として法務大臣に推薦したく、お諮りするものです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第55号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第55号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり決しました。

◎議案第56号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第4、議案第56号 行政不服審査会の事務の委託に関する協議についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第56号 行政不服審査会の事務の委託に関する協議についてご説

明いたします。

提案理由ですが、行政不服審査法の改正法が平成26年6月に公布され、平成28年4月より施行される予定となっておりますが、新たに不服申し立てについての審理の採決の判断について、有識者からなる行政不服審査会等への諮問を義務づけることとなりました。行政不服審査会等は、審理手続の適正性や妥当性をチェックし、採決の客観性、公平性を確保するための有識者からなる第三者機関となるものでございます。

町では、法第81条第1項で規定する機関、いわゆる行政不服審査会に係る事務について秋田県に委託したく提案するものです。

24ページの別紙、美郷町と秋田県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約（案）をごらんください。

第1条には、委託事務範囲として行政不服審査会の事務を秋田県に委託することを指定しております。

第2条には、経費の支弁についての規定でございます。

第3条、第4条、第5条には、決算の場合の措置、条例等の制定改廃の場合の措置、その他必要な事項についてを規定しております。この規約は、行政不服審査法の施行の日から施行するものでございます。

なお、今回の事務委託につきましては、秋田市を除く全市町村において秋田県に委託する方向であることを申し添えます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第56号の説明が終わりました。

◎議案第57号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第5、議案第57号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（本間和彦君） 議案第57号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更についてご説明いたします。

提案理由でございますが、同計画に過疎地域の自立促進に必要な事業を追加し、その財源とし

て過疎対策事業債を充当可能とするため、計画の一部を変更したく提案するものでございます。

変更内容は、議案26ページからでございますが、新旧対照表によりご説明いたしますので議案資料集の19ページをごらんください。

変更箇所の1点目は、第2章産業の振興の計画欄に事業名として「(7) 商業 共同利用施設」、事業内容として「湧太郎多目的スペース整備事業」「公共駐車場整備工事」、事業主体欄に「美郷町」を追加するものでございます。

続きまして、議案資料集の20ページをお願いいたします。

2点目は、第7章教育の振興の計画欄の(3) 集会施設、体育施設の事業内容欄に「中央ふれあい館整備事業 屋根改修工事」及び「コミュニティセンター整備事業 耐震改修工事」、事業主体欄にそれぞれ「美郷町」を追加するものでございます。これら3事業につきましては、今年度事業として現在実施中でありまして、その財源として過疎対策事業債を予定しているところでございます。

なお、今回の変更内容につきましては、秋田県との協議は終了してございます。

説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第57号の説明が終わりました。

◎議案第58号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第6、議案第58号 心豊かで活力ある歴史文化・芸術文化のまち宣言についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（煙山光成君） 議案第58号 心豊かで活力ある歴史文化・芸術文化のまち宣言についてご説明いたします。

40ページと、それから昨日、追加で配付させていただきました資料をあわせてごらんいただきたいと思っております。

この宣言は、4つの柱で構成しております。

1つ目は、歴史文化に親しみ、ふるさとを愛する心を育むこと。学びによって郷土理解を深めるとともに、今日あるのは多くの先人の努力のたまものであることを知るといった取り組みを進め、ふるさとに誇りを持ち、愛する心を育てようとするものでございます。

2つ目は、芸術文化に触れる喜びを感じ、多様な価値を理解し、新たな文化を創造すること。町民皆が積極的に芸術を鑑賞するなどして喜びを感じ、生きがいを感じつつ、さらに文化の発展と新たな文化の創造を目指そうとするものでございます。

3つ目は、歴史文化・芸術文化を通じて、生き生きとした町をつくること。文化活動を通じて交流を深め、文化の力で町の活性化を目指そうとするものでございます。

4つ目は、こうした歴史文化・芸術文化に触れやすい、自ら活動に参画しやすい環境をつくること。町民及びさまざまな団体が文化振興の取り組みに参画するとともに、町はその基礎となる人材育成や活動支援をさらに推し進めようとするものでございます。

文化活動は、個人の感受性を高め、心を耕し、考える力を養い、人とのつながりの中で大きく広がり、地域を変える力を生み出します。新たな歴史民俗資料館のオープンを契機とし、個人・団体・町が宣言文に盛り込まれた理念を共有しつつ、一体となって取り組みを進め、心豊かで活力に満ちたふるさと美郷町の実現を目指してこの宣言を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第58号の説明が終わりました。

◎議案第59号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第7、議案第59号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第59号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法である番号法では、社会保障、税、災害対策分野の事務において個人番号が利用できることとなっておりますが、それ以外に利用するとした場合、条例を制定することが必要となります。利便性の向上や町長から教育委員会へ提供が必要な事務について、個人番号を利用できるように今回提案するものでございます。

条例の内容であります。42ページからの別紙条例（案）をごらんください。

番号法に規定された事務以外で個人番号を利用する事務や、町長から教育委員会へ特定個人情報を提供する事務といたしまして、福祉医療費の支給に関する事務、就学援助費の支給に関する事務、及び特定教育保育施設及び特定地域型保育事業、いわゆる認定こども園等の利用者負担額に関する事務、この3つを規定し、個人番号を利用できるようにするという内容です。

第1条には趣旨を、第2条、第3条には用語の定義、町の責務を規定してございます。

第4条には個人番号の利用に関する事務として福祉医療に関する事務、就学援助に関する事務を規定しております。

第5条は特定個人情報の提供についての規定であり、町長から教育委員会へ提供できる事務といたしまして、就学援助に関する事務と認定こども園等の利用者負担額に関する事務を定め、提供できる特定個人情報を地方税関係と住民票関係の情報とすることを規定したものでございます。

第6条は規則への委任を規定しております。

この条例は、個人番号の利用が開始される平成28年1月1日より施行するものです。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第59号の説明が終わりました。

◎議案第60号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第8、議案第60号 美郷町個人情報保護条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第60号についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法である番号法は、平成25年5月公布され、平成27年10月5日から導入されることとなります。国の行政機関では、番号法の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、この一部を読みかえられ、個人に指定される番号、マイナンバーを含む個人情報について、通常の個人情報よりも厳格に保護する措置がとられております。同法の趣旨に沿って、地方公共団体においても個人に指定される番号を含む個人情報が一般の個人情報とは別に特定個人情報として取り扱われることから、特定個人情報などに関する規定を整備、整理するため、

美郷町個人情報保護条例の一部改正を提案するものでございます。

改正条文は、46ページから50ページまででございます。

今回の改正の主な内容ですが、番号法第29条及び第30条では、特定個人情報と情報提供等記録について、行政機関個人情報保護法の読みかえ規定を定めておりますので、読みかえ規定の内容を町の個人情報保護条例の条文に反映させたこと、また開示請求等を行うことができるものの範囲を拡大したことなどがございます。

それでは、議案資料集21ページから30ページまでの新旧対照表にて説明いたしますので、お聞き願います。

まことに申しわけありませんが、同じ趣旨で改正する条文がありますので、説明条文が前後いたしますのでご容赦いただきたいと存じます。

第1条については、個人情報に個人事業主や法人の団体役員の特定期間個人情報を加えたものです。以下、第3条、第11条、第12条、第13条、第22条、第24条、第25条、第30条においても同様の改正を行っております。

第2条については、番号法の定義を追加したものでございます。

第8条、第9条第1項、第10条である利用及び提供の制限、オンライン結合による提供の制限、提供の際の措置要求については番号法で明確に規定されていることから、特定個人情報については本条例の適用除外としたものであり、第9条第2項は、法令の規定に基づく場合は審査会の意見を必要としないことを指定しております。

第8条の2、第8条の3については、番号法第29条及び第30条の読みかえ規定による改正でございます。第13条、第19条、第21条の2、第21条の3、第31条においても同様の改正を行っております。

第13条第2項、第14条、第19条については、任意代理人にも開示請求等を認めたものでございます。

第15条は、特定個人情報に係る開示請求の決定を30日以内と定めたものでございます。

第18条、第21条の4及び5、第22条、第23条については、開示の実施の方法、利用停止請求の手続や決定、手数料、不服申し立てについて改正したものでございます。

29ページ下段の附則第2項による改正ですが、美郷町情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項に、第8号の所掌事務を追加するものでございます。追加する事務は、番号法の規定により町が実施する特定個人情報保護評価の全項目評価につきまして、第三者点検機関が必要とされておりますので、この第三者機関を美郷町情報公開・個人情報保護審査会とするための改正で

あります。

新旧対照表は以上でございます。

それでは、改正条文の50ページにお戻り願います。

この条例の施行期日ですが、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行するもので、平成27年1月1日となっております。

ただし、美郷町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正については公布の日から、また第8条の3である特定個人情報の提供の制限については、番号法の施行の日から施行するもので、平成27年10月5日からとなっております。

第21条の2である情報提供等記録の提出先へ通知することにつきましては、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の日から施行するもので、政令で定めることとなっております。

なお、今回の条例改正案につきましては、7月13日に開催いたしました美郷町情報公開・個人情報保護審査会におきまして、改正は妥当との答申をいただいているところでございます。

以上、説明でございました。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第60号の説明が終わりました。

◎議案第61号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第9、議案第61号 美郷町印鑑条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小原隆昇君） 議案第61号 美郷町印鑑条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法でございます。また、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行によりまして改正するものでございます。

新旧対照表にてご説明申し上げますので、議案資料集31ページをお開きいただきます。

まず、外国人登録法の廃止によりまして、第4条第3項第1号、第5条第1項第1号、続きまして32ページの第12条第1項第1号から外国人登録制度にかかわる字句を削除いたしまして、31ページにお戻りいただきまして、改正後の第4条第2項に制度改正後の証明書となります「在留

カード又は特別永住者証明書」を加えてございます。同じく第3項では、印鑑登録申請の際の身分証明書といたしまして、通称番号法でございますが、これに基づきます「個人番号カード」を使用することができるものとしてございます。また、細かな字句の修正を行ってございます。

議案52ページに戻っていただきまして、附則におきましてこの条例は公布の日から施行することとしてございますが、個人番号カードに係る部分につきましては、番号法附則の施行の日から、具体には平成28年1月1日を予定してございますが、この日から施行するものとしてございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第61号の説明が終わりました。

◎議案第62号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第62号 美郷町手数料条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小原隆昇君） 議案第62号 美郷町手数料条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により改正するものでございます。

新旧対照表にてご説明させていただきますので、議案資料集33ページをお開きいただきます。

料金を指定してございます別表1でございませけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定されました個人番号通知カード及び個人番号カードの再交付の手数料を加えるもので、個人番号通知カードは1枚につき500円、個人番号カードは1枚につき800円とするものでございます。なお、手数料は全国一律の予定でございます。また、両カードとも住所変更等で追記欄に余白がなくなった場合には、再交付手数料は無料とするものでございます。

議案55ページにお戻りいただきます。

附則におきまして、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第4号の規定の施行の日からとしてございますけれども、具体には平成28年1月1日の予定でございます。個人番号通知カードに係る部分につきましては、同法施行の

日、こちらが平成27年10月5日の予定でございますけれども、同法施行の日からとしてございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第62号の説明が終わりました。

◎議案第63号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第63号 美郷町清水とふれあいの里設置条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 議案第63号 美郷町清水とふれあいの里設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、美郷町清水とふれあいの里は、六郷地区の秋田諏訪宮北側観光休憩広場とサテライト六郷隣接地でありますふれあい広場及び栗林酒造店向かいのにぎわい広場を観光客の利便性と地域の活性化に寄与する目的で設置条例を制定しているところでございますが、その条例に、現在整備を進めております湧太郎隣接の多目的駐車場を追加し、あわせて使用料及び減免規定を改正するため提案するものでございます。

改正内容の議案は58ページからですが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集1番後ろでございます34ページをお願いいたします。

第2条でございますが、名称及び位置に「多目的駐車場」を追加するものです。

次に、第11条関係でございますが、使用料の減免条件を公益上特に必要と認めたとときの理由のほか、「特別な理由があると認めたととき」を加え、「減額又は免除」できるものとするものです。2項についても同様の改定です。

次の別表使用料については、多目的駐車場の料金を追加するもので、ちなみに料金の設定については、取得価格をもとに基準単価により算出してございます。午前8時から午後5時までの間は2,260円、午後5時から翌日の午前8時までの間を1,230円とするものです。

議案59ページにお戻りください。

附則ですが、この条例の施行は平成27年10月1日とするものです。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで議案第63号の説明が終わりました。

◎議案第64号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第64号 平成27年度美郷町一般会計補正予算第5号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（本間和彦君） 議案第64号 平成27年度美郷町一般会計補正予算第5号についてご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額に1億3,419万9,000円を追加する件と、地方債の補正1件でございます。

初めに、65ページ、第2表地方債補正をご説明いたします。

今回は起債限度額の変更でございますが、臨時財政対策債につきまして、前年度からの繰越金の額の確定など今年度の財政見通しなどから判断し、起債をしないとするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。70ページ・71ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正財源として普通交付税を充当するものでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 13款1項1目民生費国庫負担金でございます。未熟児の養育医療費の国庫負担金としまして、当該額を計上しました。

○企画財政課長（本間和彦君） 同じく2項1目総務費国庫補助金の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金でございます。

地方創生における地方版総合戦略につきましては、今年度末までに策定することが努力義務とされてございますが、国は、その戦略をことし10月末までに策定し、適切な重要業績評価指標が設定されるなど、一定要件が備わっている場合などに対して、今年度交付金で上乗せ交付を行うとしております。

当町では、こうした状況などを踏まえ、ことし10月末の戦略策定を目指し検討を進めてまいりますので、上乗せ交付分を計上するものでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 13款2項2目民生費国庫補助金ですが、3節社会福祉費補助金は、生活困窮者など日常生活に困難な家庭の支援のための経費の国庫補助の内示がありましたので、2分の1分を計上しております。5節高齢者福祉補助金ですが、既に予算化しておりますいちょ

うの家のスプリンクラー設置に係る経費につきまして、地域介護・福祉空間整備等施設整備費交付金で補助内示がありましたので計上いたしました。

続きまして、14款1項1目民生費県負担金ですが、未熟児の養育医療費としまして、歳出に42万円の追加補正をしておりますので、県負担分4分の1を計上しております。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 次のページをお願いいたします。

2項8目1節提案型地域産業パワーアップ事業補助金でございますが、地域産業の振興を図るため、地域産業振興アクションプログラムを策定するための補助でございます、補助率は10分の10でございます。詳細については歳出でご説明します。以上です。

○総務課長（高橋 薫君） 16款1項1目1節一般寄付金ですが、2件の寄附がございましたので補正をお願いするものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、18款1項1目繰越金でございますが、額の確定により補正をするものでございます。

○総務課長（高橋 薫君） 19款5項5目1節雑入の保険金受入金ですが、総合賠償保険金2件と建物災害共済金3件分でございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく農用地利用配分案作成協力金であります。秋田県農地中間管理機構から市町村へ支払いされる協力金で、市町村一律の額であります。充当先は6款1項5目担い手対策費にしております。

○住民生活課長（小原隆昇君） 6目行政代執行費徴収金ですが、平成25年12月に危険空き家を解体した費用につきまして未納になってございますので、滞納繰越分として計上するものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、74ページ・75ページをお願いいたします。

20款町債でございます。9目臨時財政対策債は、平成26年度からの繰越金の確定と今年度の財政見通しを踏まえ、起債しないこととするものでございます。

歳入は以上でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 次のページ、歳出ですが、はじめに、款項目の3節、4節の人件費について一括して説明いたします。

今回の人件費の補正は、市町村職員共済の保険料の算定基礎の改定及び職員の扶養者、住居の変動による調整でございます。3節の職員手当が7万9,000円、4節共済費が44万円、それぞれ増額補正となっております。人件費の概要につきましては、90ページ・91ページの給与費明細書に記載してございます。

人件費の概要は以上でございますので、以降、各款項目の人件費の説明は省略させていただきます。

それでは、人件費以外の歳出について順次説明いたします。76・77ページでございます。

2款1項1目一般管理費の4節社会保険料は、臨時職員人数の変動に伴い不足分を増額するものでございます。7節賃金につきましては、職員の産休、育児休暇等に伴い、臨時職員賃金に不足が生ずるため補正をお願いするものでございます。

5目財産管理費の13節委託料、17節公有財産購入費ですが、現在、七滝土地改良区が所有している七滝水源かん養保安林を水環境保全条例に基づいた水源涵養に資する山林の形成と水源域の環境保全などに努めるため取得したいとするもので、登記事務に関する経費と土地購入費を計上しております。

取得したいとする財産の概要ですが、所在は六郷東根七滝1番から15番までの17筆、地目は保安林、面積は247万2,199平方メートルでございます。

なお、13節には、遊休地として町有地の売り払いを予定している土地の分筆経費も合わせて計上してございます。

18節備品購入費ですが、役場庁舎にある高圧洗浄機が24年を経過し老朽化していることから、冬期間も対応できる温水高圧洗浄機に更新したいとするものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 同じく7目電子計算費でございますが、13節はマイナンバー制度のためのシステム改修経費の追加を、15節は光ファイバーケーブル支障移転工事7件分の経費を計上してございます。また、19節は、現在NHKが実施主体となり進めております外川原地区の共同受信施設の改修事業に係る地元受信組合への補助金でございますが、当初予算積算時点よりも地元負担分の事業費が増加見込みであることなどから不足分を計上してございます。

○生涯学習課長（煙山光成君） 10目未来づくり交付金事業費でございますが、15節は新しい歴史民俗資料館に設置する防犯カメラに係る工事費でございます。

当初、見学者の存在確認を主たる目的として4台のカメラを廊下に設置する計画でございましたが、事故防止や見学者保護の観点から台数を増やし、録画装置も加えて総合的に警備できる方式に変更するものでございます。これに伴いまして、当初に計上しておりましたカメラの購入費の減額をあわせてお願いするものでございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 11目諸費19節でございますが、本町を会場に開催予定でございます大仙仙北美郷自衛隊父兄会連絡協議会が主催します自衛隊入隊予定者激励会の負担金を計上したものでございます。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 次の14目地方創生事業費でございますが、近年増加傾向にございます外国人旅行客の集客と利便性に配慮するため、13節、15節でパンフレットの作成と看板等を外国語表記で追加整備するための経費をお願いするものでございます。

ちなみに、想定外国語は、英語を主に韓国語、中国語及びタイ語をそれぞれの施設等の利用形態に合わせて整備したいと考えております。

次のページをお願いします。

19節企業紹介型企業誘致奨励金でございますが、企業誘致に関して企業の持っている情報アンテナを活用させていただき、安定的な雇用と有効な企業誘致を図ることを目的にした奨励金でございます。紹介していただいた企業等には50万円の奨励金で、進出企業につきましては100万円を助成するものでございます。以上です。

○福祉保健課長（高橋久也君） 続きまして、3款1項1目社会福祉総務費ですが、生活困窮者などの日常生活が困難な家庭の支援業務に取り組んでいる経費としまして、4節助成費、7節賃金は相談員の人件費、8節報償費は生活困窮に関する協議会の開催、14節は資料等を作成するための経費でございます。

3目高齢者福祉費ですが、いちょうの家のスプリンクラーに国庫補助が付きましましたので、財源内訳を変更しております。

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費ですが、11節需用費の消耗品費は、健康教室に使用する床シート、修繕料は本年度寄贈を受けた公用車の車検費用でございます。14節使用料及び賃借料ですが、各地域のセルフケア推進事業を実施するため、使用料を必要とする会場での開催が必要となったため補正をお願いするものでございます。18節備品購入費ですが、セルフチェックコーナーの開設を予定しておりますが、乳がんチェック器を備えたい、また血圧計にふぐあいが生じたことが判明したため、購入をお願いしたものでございます。

1枚めくっていただきまして、80ページ・81ページ上段でございます。

20節扶助費ですが、未熟児養育費に関する助成分です。本年度、さらに4名のお子様の費用負担が見込まれることから補正をお願いするものでございます。以上です。

○住民生活課長（小原隆昇君） 3目環境衛生費でございますが、水資源保全全国自治体連絡会参加のための担当職員の旅費、また湧水保全フォーラム全国大会開催のための打ち合わせを3回予定してございますので、それに係る職員旅費を計上してございます。

○建設課長（小林宏和君） 4款3項1目簡易水道費ですが、簡易水道特別会計におきまして平成26年度の繰越額確定と継続費設定等に伴い繰出金を減額するものであります。

○農政課長（深澤克太郎君） 次に、6款1項5目担い手対策費であります。歳入19款5項5目1節の農用地利用配分案作成に伴う協力金の受け入れに伴う財源内訳の変更でございます。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 次の6目15節ニテコ名水庵屋根塗装改修工事でございますが、築13年経過し樹木等の影響で劣化が著しく、塗装工事の追加をお願いするものです。

○建設課長（小林宏和君） 6款1項8目11節は、農村公園の修繕費等に不足が見込まれるための補正と、1行飛びまして28節は、平成26年度の繰越額確定に伴う繰出金の減額でございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 19節にお戻りください。県営事業負担金であります。秋田県七滝土地改良区管内で土地改良施設等の維持管理費の軽減及び二酸化炭素の排出削減を図る目的で六郷東根幹線水路を活用した小力発電施設を整備するものであります。事業費の10%を計上してございます。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 次のページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費でございますが、歳入でご説明させていただきました提案型地域産業パワーアップ事業に関する経費でございます。9節11節では3カ年にわたるアクションプログラム作成に係る費用でございます。また、計画ではさらに美郷雪華酵母を活用した商品開発に取り組むこととしておりまして、13節では酵母を活用したみそ、パン、漬物等の商品開発を事業者に委託する経費でございます。

次の3目観光費の11節は、後三年スキー場のクラブハウスの修繕、ロープトウ、Tバーリフト等の修繕費用をお願いするものです。15節は、後三年スキー場の監視小屋が経年劣化により破損しておりまして、その改築費用をお願いするものです。次の観光案内休憩所につきましては、築17年たつてございまして、同様に屋根の劣化が著しく、その改修費用をお願いするものです。以上です。

○建設課長（小林宏和君） 続きまして、8款2項2目道路維持費の11節は、除雪機械の車検等点検におきまして、36台相当の修繕が見込まれ、今冬に備え補正するものであります。13節は、職員のフォークリフト運転資格取得に要する委託料であります。15節一般土木工事ですが、ガードレール等道路付帯構造物の修繕費に不足が見込まれ、補正するものであります。

舗装工事につきましては、一般車両の交通量が多い集落内あるいは集落間道路におきまして、ひび割れ、くぼみ等老朽化が進んでいる四ツ谷線、本堂城回1号線、上鶴田・轄町線、二ツ石・古屋敷線、米清水線、十二3号線、以上6路線2,150メートルの工事費の補正でございます。

続きまして、8款2項3目道路新設改良費は、事業進捗に伴う予算の組み替えでございます。13節は、万願寺橋点検業務の請負差額等による減額、15節は社会資本整備事業の推進を図るため、

2路線350メートルの追加工事の補正でございます。それから、藤原橋補修詳細設計に基づき補修内容変更による補正でございます。17節、22節は、竹原・内村線の事業実績による減額でございます。

84・85ページをお願いいたします。

8款3項1目河川総務費の15節は、河川増水等による河床、川底の洗掘箇所等を修繕したく補正するものでございます。

8款5項1目下水道費28節は、平成26年度の繰越額確定に伴い繰出金を減額するものであります。

8款6項1目住宅管理費の19節につきましては、住宅リフォーム補助金に今後不足が見込まれ、40件分を補正するものでございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 9款1項3目消防施設費ですが、大畑地区の圃場整備事業に伴いまして作業場を移転される農家がございます。移転の支障となる消火栓を近傍に移設するための費用を計上させていただいたものでございます。

○教育次長兼教育推進課長（高橋正規君） 続きます、86ページ・87ページをごらんください。

10款1項3目教育助成費の11節、13節、14節でございますが、これらは3つの小学校の4年生全員を対象に1泊2日の日程で学校ごとに宿泊体験活動を新たに実施いたしたく、費用の補正をお願いするものでございます。

この活動は、4年生という早い段階から家庭を離れて宿泊することを体験させ、自立的によりよく生活していこうとする気持ちを育むとともに、集団の中の一員としてほかの人たちとよりよくかかわっていく力を高めることを狙いとしており、このような体験を重ねていくことはこれからの子供たちの成長にぜひとも必要なことであると考えております。幸いに、宿泊交流館ワクアスがオープンし、身近な町内において初めての子供たちでも安心して活動できる環境が整いましたので、このたび、ワクアスを活用して行う計画を具体化したものでございます。

8節報償費は星空観察の講師謝礼、11節需用費は活動に係る消耗品費と活動を支援してもらおう方々の食糧費、13節委託料は集団づくりの活動を指導する講師派遣の委託、14節使用料及び賃借料は児童の宿泊料の半額と引率者等の宿泊料でございます。21節奨学資金の貸付金でございますが、新規の方30名に貸し付けする予算でありましたが、本年度は9名に貸し付けしておりまして、その差額を減額するものでございます。

次に、10款2項1目学校管理費でございますが、仙南小学校で漏電している街灯が1基ございました。設置から25年が経過しておりまして、ほかの街灯とともに改修いたしたく、その工事費

をお願いするものでございます。

2目11節需用費でございますが、これは平成27年度から使用する小学校の教科書が改定となり、昨年度、教科用図書を採択したことに伴い、教師用の教科書や指導書等の下巻分を購入するために補正をお願いするものであります。

なお、消耗品費、食糧費ですが、先ほどご説明いたしました宿泊体験活動の費用として使わせていただきたく、10款1項3目11節需用費に組み替えさせていただいております。以上でございます。

○生涯学習課長（煙山光成君） 10款4項1目社会教育総務費ですが、飛行家佐藤 章の生家の蔵を寄贈いただくに当たり、建物登記がなされていることから、所有権移転等の登記手数料を13節に計上しております。また、蔵の内部には佐藤家に伝わる写真や文書が数多くあり、利用価値のあるものはあわせて町に寄贈したいと申し出をいただきましたので、その整理作業員賃金を7節に、消耗品費を11節に計上しております。また13節の看板製作委託料ですが、今回、提案をさせていただいております心豊かで活力ある歴史文化・芸術文化のまち宣言の浸透を図るための看板で、公民館、学友館など6施設に掲示するための費用でございます。

88ページ・89ページをお願いいたします。

3目文化財保護費ですが、坂本東嶽邸に展示しております明治の三筆の1人と称された日下部鳴鶴の扁額が今春から痛みが顕著となり、早期に修復する必要が生じたため、委託料の増額をお願いするものでございます。

4目社会教育施設費ですが、11節光熱水費は、新歴史民俗資料館の電気料金が当初見込みを大きく上回っており、増額をお願いするものでございます。同じく修繕料は、北ふれあい館の乗用草刈機等の修繕に要する費用でございます。13節ですけれども、学友館の軒部分にコウモリが住みついておりまして、その対策に要する委託料でございます。

5項2目保健体育施設費ですけれども、利用者などから要望のある備品を購入するもので、グラウンドゴルフ用品は屋内スポーツ館に、卓球用品はワクアスに備える予定でございます。

説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第64号の説明が終わりました。

ここで10分間休憩します。

(午前10時59分)

(午前11時09分)

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第65号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第65号 平成27年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） 議案第65号 平成27年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号について説明いたします。ページは、100ページ・101ページをごらんください。

最初に、歳入ですが、10款1項1目その他繰越金ですが、決算見込みによります前年度繰越金の増額でございます。

102・103ページをごらんください。

歳出になります。

1款1項1目一般管理費ですが、13節委託料は国保データを分析しまして、データヘルス計画を作成するためにコクホ・ラインが所有するランダムデータの解析を依頼するための費用でございます

また、コクホ・ラインとのデータ交渉を行うためのネットワーク回線設置が終わりましたので、ネットワーク回線使用料は不用額として計上しております。

続きまして、6款1項1目介護納付金ですが、概算納付金の額の確定による減額でございます。

続きまして、11款1項3目償還金ですが、療養給付費からの国からの交付分について、精算により返還金が生じることになりましたので、その分を計上しております。

続きまして、12款1項1目予備費ですが、緊急的な医療費処置に備えるため、歳入歳出の調整額を予備費に計上いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第65号の説明が終わりました。

◎議案第66号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第14、議案第66号 平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第66号 平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。今回の補正の内容は、歳入歳出それぞれ1,307万4,000円の減額と継続費の設定及び地方債の変更でございます。

109ページをお願いいたします。

第2表継続費ですが、水質安定化推進事業といたしまして、今年度、紫外線処理設備の整備を予定していますが、国の予算配分に伴う補助金受け入れの有利性や工事期間設定等を考慮し、平成28年度までの継続事業とするものでございます。

110ページをお願いいたします。

第3表地方債補正ですが、第2表継続費の設定に伴い、27年度の簡易水道事業債、過疎対策事業債を減ずることによる起債限度額の減額でございます。

歳入からご説明いたします。114・115ページをお願いいたします。

歳入、3款1項1目1節は、継続費設定に伴う平成28年度分の簡易水道事業費補助金3分の1の減額となっております。

4款1項1目は一般会計からの繰入金の減額。

5款1項1目は平成26年度繰越金でございます。

7款1項1目は、継続費設定に伴う平成28年度分の事業債の減額です。

続きまして、歳出、116・117ページをお願いいたします。

1款2項1目11節修繕料は、各浄水施設、配水施設の送水ポンプ、蓄電池、圧力計等を修繕するための補正でございます。13節は施設管理委託料ですが、配水池の清掃、設備保守点検委託料は濁度計機能保全のための分解点検。16節は観測ろ過池の砂補充でございます。

1款3項1目15節は、紫外線処理設備整備の継続費設定に伴う減額でございます。

簡易水道事業特別会計は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第66号の説明が終わりました。

○議長（高橋 猛君） 日程第15、議案第67号 平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第67号 平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

今回の歳入歳出予算の総額に増減はございません。

126・127ページをお願いいたします。

歳入、3款1項1目は一般会計繰入金の減額です。

4款1項1目は平成26年度繰越金でございます。

下水道事業特別会計は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第67号の説明が終わりました。

◎議案第68号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第16、議案第68号 平成27年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第68号 平成27年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

今回の歳入歳出予算の総額に増減はございません。

134・135ページをお願いいたします。

歳入、4款1項1目は一般会計繰入金の減額であります。

5款1項1目は平成26年度繰越金でございます。

農業集落排水事業特別会計は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第68号の説明が終わりました。

◎議案第69号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第17、議案第69号 平成27年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） 議案第69号 平成27年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について説明いたします。144・145ページをごらんください。

歳入ですが、4款1項1目前年度繰越金の増額でございます。

5款2項1目過年度分の保険料の還付が発生しておりますので、既に納付している広域連合から還付分を受け取るものでございます。

1枚めくっていただきまして、146・147ページ。

歳出でございます。

3款1項1目は、先ほど歳入で説明しましたが、過年度分の還付金が生じておりますのでその分でございます。

4款1項1目予備費ですが、繰り越し分を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第69号の説明が終わりました。

◎認定第1号の総括質疑

○議長（高橋 猛君） 日程第18、認定第1号 平成26年度美郷町一般会計決算認定についてを議題といたします。

あらかじめ申し上げますが、平成26年度一般会計及び特別会計決算は、いずれも決算特別委員会を設置し付託する予定ですので、質疑は各会計とも全体を通じた総括的・大局的な質疑としてください。

それでは、説明が終わっておりますので、一般会計決算の総括質疑を行います。質疑ありませんか。5番村田 薫君。

○5番（村田 薫君） 歳入をちょっとお伺いしたいんですけれども、不納欠損とか収入未済が結構出ておりますが、監査委員でも指摘しているところなんですけれども、遠方への転居者を直接訪問して徴収するようなことは今後考えているのか、お伺いいたします。1つ目です。

2つ目、ひとり暮らしの方が不幸にも亡くなった場合に、未納金に対して何等親まで請求しているのか、また支払い義務を負うのは大体何等親ぐらいまでという規約は持っているものか。その2件についてお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（藤田信晴君） ただいまの質問に対してお答えいたします。

まず最初に、遠方に住んでおられる滞納者の方々に対する対応ということでございますが、現在のところ、遠方に住んでおられる滞納者の方々には徴収に行く臨戸徴収は実施してございません。ただし、訪問以外の法律に基づいた対応、手続につきましては、基本的に町内や近隣在住者と同様な手続で厳格な対応をしております。

したがって、今後につきましても、この監査意見書に書いてありますとおり内容証明郵便等を活用した上で今後も徴収体制を強化していきたいと考えてございます。また、内容証明郵便等につきましては、既に税金につきましては強制徴収できますので、内容証明郵便等は活用せずとも法手続を執行できますが、それ以外の諸収入徴収金等につきましては、内容証明郵便等を活用した事例もございますので、さらにその活用範囲の拡大について、今後町の滞納対策本部内等で検討していきたいと考えてございます。

続きまして、ひとり暮らしの方が亡くなられた場合の対応につきまして、お答えいたします。

ひとり暮らしの方が亡くなられた場合、財産がある場合は、その財産につきましては相続人の共有財産ということになってございます。もし、滞納がありますれば、相続人の共有財産でございますので、その中で相続をした方に対して滞納している分、あるいは今後の固定資産税などを請求していくこととなります。もし、相続が行われない場合は、民法898条の規定により、相続人のうち代表して納税していただく方を決めていただき、町に届けていただくこととなります。もし、届け出がなければ、町でその相続人の中から1人の者を指名し、課税することも可能でございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑はありませんか。15番熊谷良夫君。

○15番（熊谷良夫君） 補助金全般について、ちょっとお伺いしますけれども、監査委員の意見書の中で「補助金について一部団体から補助申請や実績報告の内容に精査を欠くものが見られたため、今一度、美郷町補助金等の適正化に関する規則に基づく確認を徹底されたい」と書いてありますけれども、補助申請書あるいは実績報告書の監査だけではなく、町の監査委員は直接団体の諸帳簿等を監査することはありますか。そういう団体はありますか。

○議長（高橋 猛君） 暫時休憩します。

(午前 11 時 28 分)

(午前 11 時 29 分)

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表監査委員。

○代表監査委員（久米 力君） お答えさせていただきたいと思います。

地方自治法第199条第7項によって、監査委員は補助団体等による監査をすることができます。よって、これに基づいて監査を実施しております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 熊谷良夫君。

○15番（熊谷良夫君） まず、老人クラブの利用といいますと、今まで内部監査を受けた総会の資料を写した補助金申請書、実績報告書だけでよかったものが、ことしは領収書等のコピーの添付を義務づけられたのはなぜかということと、予算に関する説明書の55ページですけれども、「老人クラブ助成費補助金、その中に高齢者の生きがい活動と健康づくり活動の推進を図られた」とありますけれども、補助金があるために、1人800円ですけれども、やっぱり会員の拡大あるいは日々の活動に積極的に行っているものと思われまます。これが余りにも事務が煩雑で、領収書のコピーというのはすごく膨大な量になりますけれども、事務が煩雑だと老人クラブ活動に推進・発展どころか衰退していくものじゃないかと、私は懸念されます。

それで、もし直接監査するのであれば、補助金を出している団体、内部監査が信用できなければ全て外部監査ということで町の監査委員が見たほうが早いのではないかと、いわゆる事務的に早いのではないかと私は思いますけれども、その点についてお願いします。

○議長（高橋 猛君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） ただいま、老人クラブについてのご質問が出ましたので、昨年からの経過をご説明いたします。

老人クラブの精算金、あと決算報告につきまして、余り思わしくないような記載がいっぱいあるということで、昨年の監査の時点で指摘を受けましたので、昨年の11月に联合会を通じまして各老人クラブへ補助金の適正化という文書を添付しまして、内容をちゃんと吟味した上でちゃんと精算書を出してくださいということで指導しました。

残念ながら、領収書がない上に決算書も余り信憑性に欠けるものがあったということで、ことしの4月から内容について一応吟味したところがございます。その結果が今、議員さんご指摘の細かい事務までという内容になったかと思っております。

いずれ、去年の監査内容を踏まえまして、ことしの決算報告の中身について審査、チェックさせてもらったところでございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 私から全般的な補助金関係でございますけれども、実績報告での添付する書類の整備等につきましてご指摘されたと伺ってございます。美郷町の補助金等の適正化に関する規則に基づきまして、当然、公金でございますので補助団体への指導等を今後徹底してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。5番村田 薫君。

○5番（村田 薫君） 今回の決算を見させていただきまして、26年度の歳入歳出決算から見た今後の税収と町財政の見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（藤田信晴君） ただいまの質問についてお答えいたします。

まず、平成26年度決算から見た今後の町税の収入見通しについてお答えいたします。

まず、町民税につきましては総所得全体の81%を占めておりまして、現在、20歳から59歳までの人口の移り変わりを調べますと、平成25年から26年の人口は約2.8%減少しております。所得については約0.24%減少しております。給与所得の伸びが人口減少を相殺したためほぼ横ばいですが、今後とも人口減少が続くとすれば、給与所得の伸びによる税収増は期待できないものと考えております。

続いて、給与所得の次に所得の多い年金所得でございますが、平成25年から平成26年まで65歳から100歳までの人口は1.6%増加しており、平成26年の年金給付水準がマイナス0.7%となったことから、ほぼ横ばい状態となっております。

農業所得でございますが、平成26年、27年とも米価下落により税収が期待できないような状況でございますが、今後、米価につきましては、需要と供給の関係で変動することが十分考えられますので、非常に予測が難しいものでございます。

したがって、町民税に関しましては、全体の8割を占める給与所得が人口減少により伸びが期待できない点、年金所得は給付人口の増により若干の伸びが期待できる点、農業所得は予想しがたい点を総合的に考慮しますと、税収は横ばいになると考えられます。

固定資産税に関しましては、毎年、宅地の評価額が2%から7%ほどの下落を生じておりまして、今後、大企業、大きな工場などの企業などの操業や道路の新設等による宅地の需要増が発生しなければ大幅な税収増は期待できないため、総合的には税収の微減状態が続くと思われま

したがいまして、町税につきましては、固定資産税の宅地評価の下落による影響により、2%以内程度の減が続いていくものではないかと予測してございます。

○議長（高橋 猛君） 企画財政課長。

○企画財政課長（本間和彦君） ただいまの質問の町税の見通し以外の部分について、私から説明させていただきたいと思えます。

今回の決算を踏まえまして、今後の財政見通しについてでございますけれども、まず大きなポイントとしましては、今年度から普通交付税の漸減が始まるということでございます。今回の決算における普通交付税及び特別交付税、合わせて60億円ちょっとという決算額でございますけれども、この数字につきましては過去5年間、大体61億円から63億円程度ということで交付されておりまして、歳入総額の全体の約50%を占めている状況でありまして、その増減につきましては町の財政運営に非常に大きな影響を与えるものと認識しております。

普通交付税の今後の見通しでございますけれども、皆さんご承知のこととは思いますが、今年度から漸減が開始してございます。平成32年度からは一本算定に移行することになっております。平成25年度当時の試算でいきますと、合併算定替と一本算定との差額が12億円程度ございましたので、5年間で約12億円程度減るものであるという認識でございましたけれども、その後、総務省からことし1月に一本算定分に上乗せしていた分の7割を確保するという新たな支援策を決められております。ただし、これは国全体で7割でございますので、具体的に美郷町への上乗せ分がどれぐらいになるかというものについてはまだわからない部分が多いわけではございますけれども、その平均的な数字が適用されるものとすれば3億円から4億円程度が5年間で減額になるのかなということで考えてございます。

今現在の町の財政状況につきまして若干触れさせていただきますが、昨日、報告させていただきました財政健全化比率につきましてですが、いずれも基準を下回っておりまして、財政健全化計画の策定とか課されるような状況にはないということでもあります。

また、県内のほかの市町村との比較についてでございますけれども、26年度決算の状況についてはまだ公表されておられませんので、25年度分を参考に報告させていただきますけれども、実質公債費比率で県内の9番目、将来負担比率で4番目の位置になってございまして、また26年度も大体同じような位置になるのではないかなということで考えてございます。他市町村との比較ではそのようなことであります。

今後、どういうことで財政運営をしていくべきかということでございますが、こうした状況を踏まえて今後の事業実施や財政運営につきましては、当然、町の総合計画に基づいた推進をして

いくことは言うまでもないことでありますし、また交付税が減ったからといって急激な行政サービスの低下につながるようなことは避けるべきではないのかなと考えてございます。

普通交付税が減るということは、当然、合併前から承知していたことでありますので、当然、そのための準備もしてまいりました。現在、町が行っている健全化に向けた取り組みの主なものとしましては、昨年度から普通交付税一本算定を見据えた財政健全化方針の策定とその取り組み、また、あとは町債の任意の繰り上げ償還、それはここ5カ年の平均で約3億4,000万円程度、毎年やっております。また、基金の積み増しにつきましては、過去5年間の平均で財政調整基金、減債基金への積み増しは平均して1億7,000万円程度積み増しをしております。

また、臨時財政対策債につきましては、ここ数年、借り入れしておりません。借り入れ可能額としましては、毎年、大体4億円程度借り入れ可能額となっておりますが、借り入れをしておりませんし、その状況は県内では美郷町だけということになってございます。

また、当然のことながらプライマリーバランスを意識した財政運営をしておりますので、交付税が減ることによってこのような取り組みを、また同じようなレベルで行っていけるかは若干疑問なところもありますけれども、ただ急激な行政サービス低下につながるようなことは避けられるのではないかと考えております。

ただ、引き続き財政健全化の思想は堅持しながら、これまで行ってきた健全化に向けた繰り上げ償還などの取り組みについて、若干の強弱をつけながら財政運営をしていくべきではないのかなと考えてございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 町長。

○町長（松田知己君） ただいま、企画財政課長がこれまで取り組んでまいりました財政健全化の取り組みについて、今後同じように取り組むことができるか「疑問である」と言いましたが、「不明である」の間違いですので、訂正いたします。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これで平成26年度美郷町一般会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第2号の総括質疑

○議長（高橋 猛君） 日程第19、認定第2号 平成26年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。17番深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 平成26年度国保会計決算においては、3億1,785万4,000円の黒字決算ということで、安定的な経営運営を推進された結果のことと思いますが、そうした中で、収入未済額が9,511万3,000円あるいはその収納率が84.52%という点や不納欠損額が985万円と、前年度より327万9,000円増加していることなど、今年度のことを考えますと、より安定運営に向けた取り組みや考え方について精査する必要があるのではないかなという思いがあるわけであります。そうした中で、平成26年度決算における歳入1億9,000万円の法定外繰り入れについての質問になります。

この法定外繰り入れにつきましては、前年度繰り越しが3,000万円ほど下回ったことや、前期高齢者交付金の9,000万円を超える減少に加え、被保険者の減少、さらには所得の低下による税収への影響を勘案したもので、負担軽減を図っての繰り入れでありましたが、そうした中で、3億円を超える黒字決算において、後年度への対応などを考えた場合、一概には言えないとは思いますが、減額するといったような考えはなかったかという点の質問になります。

あわせて言いますと、法定外繰り入れがあった場合でのこのような大きな黒字決算となった場合の考え方というものについて、お伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、減額という考え方でしたけれども、基本的には時間的余裕がなかったと。国保会計が2月末をもって決算となりますので、その報告が4月末、経理が5月上旬に精算が始まりますので、それまで国保会計の額が確定しませんので、減額という見通しはその時点では立たなかったということで、そのまま現在に至っているというところでございます。

当初の予算編成の時点では、24年度から25年度までの医療費の伸びを勘案しまして3%の伸びと説明いたしましたけれども、伸びを見て積算いたしました。その結果、法定外としまして4,000万円を当初でいただきました。その後、6月補正、いわゆる所得税、国民健康保険税の額が確定する時点におきまして減収が相当見込まれるということで、6月の補正の時点では追加の1億5,000万円、合わせて1億9,000万円の法定外になりますけれども、プラス税率の改正というのを行っております。

その結果としまして現在に至っているという状況でございます。医療費は3%から伸びず、ほぼ横ばいということになった結果、現在のように3億円という予算が残ったという結果になって

おります。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 町長。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問に対する答弁内容を補足で答弁させていただきます。

黒字決算の状況については、ただいま申し上げましたとおり、制度上、2月の最終医療費の支払いが4月の下旬に来るという関係上、どうしても減額するという専決処分ができないという状況になっていることをまずご理解いただいた上で、今後の黒字決算の場合の考え方ですが、基本的に当初予算で皆様方からご審議、議決いただいた国保会計の医療費の状況並びに収入構造の状況を6月時点で精査し、その際に黒字決算を含め、税率改正が適切な加入者状況であるかどうかということを経済的に勘案して黒字決算の取り扱い並びに法定外繰り入れの状況について判断していくということになるんだろうと思います。

したがって、医療費の動向並びに国保加入者の担税力の状況、もろもろの要素を加味して判断していくということになります。

○議長（高橋 猛君） 15番熊谷良夫君。

○15番（熊谷良夫君） 今の考え方のちょっと確認なんですけれども、ほかの特別会計はやはり繰り入れしている決算と来た場合、今回の場合もいわゆる一般会計に戻していますよね。それが国保だけ戻さなくてもよいというのはどういう根拠と申しますか、やっぱり心情的には税率上がることなのでなかなか言いにくいことなんですけれども、そこら辺の基本的な考え方というのは。

○議長（高橋 猛君） 町長。

○町長（松田知己君） 先ほど、担当課長が説明しましたとおり、年度の支払いの最終的な締め数字が出てくるのが翌年度の4月下旬であるということで、専決処分は3月31日までできませんとできないわけですので、減額の専決処分ができないということになります。したがって、先ほど言いましたとおり、黒字を見ながら法定外繰り入れの減額が年度内にできないという構造にあるということです。

それを解消するためには、翌年度の繰入金の中で前年度の繰越額が適切であったかどうかという部分の調整をするわけですが、それが先ほど追加答弁させてもらったようなことで、その6月補正の段階において検討することになっているということです。

ちなみに、ほかの会計につきましては、3月31日までの段階において専決処分でその内容の見通しがきくわけでありますので、国保会計とは会計の構造が違うということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) これで質疑を終わります。

これで認定第2号 平成26年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第3号の総括質疑

○議長(高橋 猛君) 日程第20、認定第3号 平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これで認定第3号 平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第4号の総括質疑

○議長(高橋 猛君) 日程第21、認定第4号 平成26年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これで認定第4号 平成26年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第5号の総括質疑

○議長(高橋 猛君) 日程第22、認定第5号 平成26年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これで認定第5号 平成26年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第6号の総括質疑

○議長（高橋 猛君） 日程第23、認定第6号 平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これで認定第6号 平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についての質疑を終わります。

以上で総括質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前11時51分）

（午前11時52分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎決算特別委員会の設置について、認定第1号から第6号までの特別委員会付託

○議長（高橋 猛君） 日程第24、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。認定第1号から認定第6号までは16人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までは16人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託することに決しました。

ただいま設置しました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております一覧表のとおり、16人を選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会委員は、ただいまお諮りしたとおり選任されました。

◎決算特別委員会委員長、副委員長の選任について

○議長(高橋 猛君) 日程第25、決算特別委員会委員長、副委員長の選任についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時54分)

(午前11時54分)

○議長(高橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告いたします。委員会条例第10条第1項の規定により、決算特別委員会委員長に4番中村美智男君、副委員長に16番杉澤隆一君が選任されました。

◎散会の宣告

○議長(高橋 猛君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

9月17日、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時55分)

